

本会議における 主な議案質疑

〔質疑をした会派名〕

今定例会では延べ22名の議員が質疑を行いました。
 なお、議案第94号、議案第98号、議案第100号、
 議案第102号、議案第112号、議案第116号
 は廃案となりました。

会議録の閲覧等

〔インターネット録画放送〕
 川越市議会ホームページで
 ご覧になれます。

〔今定例会の会議録〕
 図書館等では2月下旬頃、
 議会HPでは3月上旬頃、
 閲覧できます。

〔閲覧場所〕
 図書館／出張所／議会事務局
 情報公開窓口（東庁舎）

議案第94号 市民センター条例

〔公明党〔日本共産党〕〕

問 市民センター構想案の
 中で条例化に際し反映で
 きなかつた点は何か。

答 行政機関である市民セ
 ンターと教育機関である
 公民館を組織上は別々に
 位置付けたこと。ただし、
 両組織を一体的に運営し
 地域づくりを推進してい
 く。

問 (仮称) 地域会議の発
 設置したい。

答 地域活動の中心となる
 自治会や地区社協、PT
 A等の代表者を構成メン
 バーとして、地域課題の
 検討や行政との協働を進
 めること等を目的とした、
 (仮称) 地域会議を、来
 年度市民センターごとに
 設置したい。

議案第98号 人・農地プラン検討委員会条例

〔やまぶき会〔日本共産党〕〕

問 人・農地プラン検討委
 員会条例制定の経緯

答 国は、人と農地の問題
 の解決に向け、人・農地
 プランを策定することと
 し、策定に当たっては、
 その内容が適当であるか
 を検討会を開催し、審査
 を検討するとした。市では
 当該検討委員会は、地方
 自治法に規定する附属機

問 人・農地プランとは？

答 人と農地の問題解決の
 ため、地域の中心となる
 経営体、それ以外の農業
 者、今後の地域農業のあ
 り方及び農地集積計画な
 どを位置づけるもので、
 地域の話し合い等を基に
 市が原案を策定し、検討
 委員会を経て決定する。

議案第100号 都市景観条例

〔P川越21〔やまぶき会〕公明党〔日本共産党〕〕

問 罰則が適用になる場合
 があるというが、どのよ
 うなものか。

答 罰則は、景観法に基づ
 き適用されるものである。
 届出をしないで行為に着
 手した者や虚偽の届出を
 した者、30日間の着工制
 限を守らなかった者や景
 観計画に定められた基準
 に合わせるよう命令を受

問 新たな都市景観形成地
 域の候補はあるのか。

答 候補としては、歴史的
 風致維持向上計画の重点
 区域内で、伝統的な建造
 物が多く集積する地域と

問 市民センターにおける
 高齢者の福祉相談は。

答 相談業務の実施場所と
 して相談室を持つ市民セ
 ンターでの展開を検討し
 たい。

問 高階市民センターなど
 では、出張所副所長が実
 質的に公民館業務を統括
 しているが、市民センタ
 ー化後はどうなるのか。

答 公民館長を兼ねる市民
 センター所長が全体の業
 務を統括する。

問 霞ヶ関北地区は出張所
 と公民館が離れているが、
 運営はどうするのか。

答 社会教育の取り組みは
 重要な事項である。今後
 市民センターと公民館を
 一体的に運営していく中
 で、十分な検討と議論を
 重ね判断すべき課題であ
 ると考えている。

問 適正な人員配置や職員
 ローテーションの工夫等
 により、他地区と同様の
 市民サービスを提供して
 いきたい。

問 他市では市民活動セン
 ター設置等により公民館
 が廃止されている。公民
 館は残すべきと思うが、
 今後の市の考え方は。

答 新規就農者が地域農業
 者の一員として認められ
 た。集落営農法人の設立
 により担い手に農地が集
 積され、圃場整備につい
 て検討された。近隣にプ
 ランが作成されたため作
 成の必要な地域が出てき
 た。地域の若者も話し合

問 農業者への支援策は？

答 青年就農給付金（経営
 開始型）、農地集積協力
 金、規模拡大交付金、経
 営体育成支援事業、貸付
 金利負担軽減措置がある。

問 策定地域では、どのよ
 うな成果が出ているのか。

答 農業者が集まる地域の
 集会への参加、市主催の
 説明会及び話し合いの機
 会を設定し、人・農地プ
 ランの説明を行う。地域
 農業について、話し合っ
 てもらい、農業者にプラ
 ンへの意識をもってもら
 う。農業委員会の広報紙
 への掲載などその他の啓
 発事業も検討する。

問 未計画地域に対する、
 周知や説明会等の取り組
 みを伺う。

答 農業者が集まる地域の
 集会への参加、市主催の
 説明会及び話し合いの機
 会を設定し、人・農地プ
 ランの説明を行う。地域
 農業について、話し合っ
 てもらい、農業者にプラ
 ンへの意識をもってもら
 う。農業委員会の広報紙
 への掲載などその他の啓
 発事業も検討する。

して、喜多院周辺地域の優先度が比較的高いと考えられるが、地域の方々の意向や状況等を十分に踏まえた上で、検討していく必要がある。

問 景観法の委任条例として新たに都市景観条例を制定するが、条例の構成の確認と特色を伺う。

答 条例の構成は、景観法の施行に必要な事項を定めた委任条例部分と、自主条例部分に大きく分かれる。自主条例部分に、現行の施策を引き継いでいくことが特徴である。

問 歴史まちづくり法と景観法との連携が望まれるとのことだがその関連性について伺う。

答 景観法が規制を、歴史まちづくり法が支援を担い、歴史的な景観を守る地区では、両者は両輪の関係として活用できる。

問 委任条例化されたが、川越市独自の自主的な部分を今後どう展開してゆくのかが伺う。

答 都市景観形成地域の新たな指定や都市景観推進

団体の活用による市民との協働を図っていく。**問 色彩について、数値化した基準を新たに設けて行為規制を行うとは、どういうことか。**

答 建築物等の外壁に使用できる色彩に関する基準は、これまでは「配慮・調和」というような定性的な基準であった。今後策定予定の景観計画では、マンセル値を用いた定量的な基準になる。マンセル値とは、色彩を「色あい・明るさ・鮮やかさ」の3要素とし、それぞれ数値化して組み合わせるものである。

鮮やかすぎる色彩などについて、外壁等に使用できる割合の制限を設ける予定であるが、その色彩を客観的に判断するため、マンセル値を活用するものである。なお、既存の建物の外壁の色彩は、そのほとんどが、新たな基準値内に収まると想定している。

問 景観法に基づき制定される本条例で市はどんな

施策を展開するのか。

答 景観法の委任条例化により、景観計画に関する住民提案制度や景観協議会、景観整備機構などの制度を活用し、住民が景観形成により一層主体的に参加できるようになり、市と市民との更なる協働が図られる。また、歴史まちづくり法や都市計画法、屋外広告物法などの諸制度を活用し、都市景

観に関する取り組みを総合的・一体的に進めることとなる。**問 景観計画策定に向けて今後どのように取り組まれるのか。**

答 景観計画は、これまでの都市景観施策と整合させた上でパブリックコメントを実施した後、都市計画審議会と都市景観審議会に諮り決定し、改めて市民に周知を図る。

**議案第102号
水道事業給水条例の一部改正**
〔日本共産党〕

問 平均的な世帯が1カ月使用した場合の料金の現行と改正後の金額を伺う。

答 口径が13ミリメートルで1カ月12立方メートル使用の場合、現行は1123円で改正後は11155円となり差額は32円、口径が20ミリメートルで1カ月19立方メートル使用の場合、現行は2052円で改正後は21111円となり差額は59円。

問 市民生活が厳しい状況の中、消費税率の引き上

**議案第105号
公民館使用条例の一部改正**
〔やまぶき会・民主党〕

問 公の施設使用料設定にあたっての基本方針で、

答 景観計画は、これまでの都市景観施策と整合させた上でパブリックコメントを実施した後、都市計画審議会と都市景観審議会に諮り決定し、改めて市民に周知を図る。

問 公の施設使用料設定にあたっての基本方針で、

答 景観計画は、これまでの都市景観施策と整合させた上でパブリックコメントを実施した後、都市計画審議会と都市景観審議会に諮り決定し、改めて市民に周知を図る。

問 公の施設使用料設定にあたっての基本方針で、

答 景観計画は、これまでの都市景観施策と整合させた上でパブリックコメントを実施した後、都市計画審議会と都市景観審議会に諮り決定し、改めて市民に周知を図る。

問 公の施設使用料設定にあたっての基本方針で、

問 登録団体から公民館使用料を徴収しないまま、

答 公民館の登録団体は、社会教育活動の一翼を担う団体と認識して、個人の技量を高める活動等の一般利用とは区別して受付をしている。今後は、登録団体の減免規定を見直すと共に、利用者に応分の負担をお願いするよう進めてまいりたい。

問 全額負担と全額免除という利用者が生じる議案のどこに使用料徴収の公平性が担保されているのか？

答 免除団体も変容しているため、利用者に不公平感を抱かせないように、改める点は改めてまいりたい。

問 全額負担と全額免除という利用者が生じる議案のどこに使用料徴収の公平性が担保されているのか？

答 免除団体も変容しているため、利用者に不公平感を抱かせないように、改める点は改めてまいりたい。

問 全額負担と全額免除という利用者が生じる議案のどこに使用料徴収の公平性が担保されているのか？